

入札公告・発行会社概況に関する説明会 「質疑応答集」

(注) 説明会の各会場で頂いた質問のうち、同内容の質問については集約したうえで掲載しております。

Section 2. 一般競争入札に係る説明

※財務省理財局、関東財務局及び商工中金が回答

No.	質 問	回 答
1	<p>1つの会社が複数の単価、複数の数量により入札することは可能と理解してよいか。 可能である場合、入札書イメージでは10番までの記載があるが、11番以降追加で記載することは可能か。</p>	<p>説明資料のP12のイメージをご確認ください。1つの入札書で最大10行まで記載することが可能です。それ以上の記載を希望される場合には、入札書の書式をあらかじめ複写いただくか、関東財務局ウェブサイトからダウンロードいただければ、11番以降（2枚目以降）を記載することが可能となります。 また、入札案内書等の交付場所に再度出向いていただき、新たに書式の交付を受け、記載いただくことも可能です。</p>
2	<p>入札書の書き方について教えて欲しい。 仮に一株あたり200円で10万株、一株当たり150円で5万株の入札を実施したものの、最低売却価格が160円だった場合、一株あたり200円の10万株のみ落札でき、一株あたり150円の5万株は落札できなかったとの理解で良いか。</p>	<p>国の予定価格（最低売却価格）を超える単価の入札者のうち、最も高い価格で申込んだ方から順に落札していくこととなります。そのため、単価200円の入札については、売却株数の上限に達するまでの入札者をもって落札決定となりますので、株数が残っていれば落札できます。 また、単価150円の入札については、最低売却価格を超えなかったため、落札できなかったこととなります。</p>
3	<p>落札価格・金額についてお伺いしたい。 仮に私共が10万株を単価200円で落札した場合は2000万円の売買代金となり、仮に別の方が10万株を単価150円で落札した場合は1500万円の売買代金になるとの説明だったかと思う。つまり、同一の株式を同じ日に入札したとしても、異なる価格・金額で落札決定されるとの理解で良いか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4	<p>入札にあたり、書面以外での申請方法は存在するか。</p>	<p>今回の商工中金株式の入札については、システムを使った入札には対応しておらず、郵送にて入札書の提出をお願いいたします。</p>
5	<p>会社を営んでいる法人の代表が、個人として入札する場合の手続きについて教えて欲しい。</p>	<p>個人一般には株主資格はございません。ただし、別途個人で事業を行っている方は、株主である中小企業組合等に個人事業主として入会していただき、株主資格を得ることが可能です。</p>
6	<p>関東財務局ウェブサイトに掲載されている入札要領第4条第3項では、役員住民票等の追加提出を求められる場合があるとのことであるが、これはどのような場合か。</p>	<p>入札参加資格の確認のため、警察当局へ照会をかけます。その際、当局より反社会的勢力への該当・非該当を確認するための追加資料として必要があるとされた場合に、法人である入札者に役員等の住民票の写しの提出を要請させていただきます。</p>

7	<p>落札後の納入期限については、落札者と入札者のどちらの事情で設定されることになるのか。</p>	<p>入札者である国が、落札者全体をグループ分けさせていただき、納入期限を設定させていただくこととなります。</p>
8	<p>入札予定価格の公表はないという理解でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
9	<p>国の予定価格は公表されないとのことだが、申込みした価格が予定価格と同額となった場合はこういった取扱いになるか。</p>	<p>国の予定価格（最低売却価格）を超える単価の入札者のうち、最も高い価格で申込んだ方から順に落札していくこととなりますが、売却株数の上限に達するまでの入札者をもって落札決定となりますので、株数が残っていれば予定価格と同額で落札されることとなります。</p>
10	<p>入札の申込価格をどのように検討したらよいか分からない。最低売却価格を決める基準はあるのか。野村証券の店頭扱いであれば足もと173円で購入出来ることを考えた場合、最低売却価格はどのように導き出されるのだろうか。</p>	<p>国の予定価格（最低売却価格）については、Section5の「FAQ」において財政制度等審議会答申の考え方をお示ししているとおり、「商工中金株式の評価については、純資産価額方式、類似会社比準方式等いずれかの方法をそのまま適用するのではなく、各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において純資産価額方式により算出した価格を参考に店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で適切に実施する必要がある。今後、これらの点に加え、金融業を取り巻く足許の市場環境の変化や、新たなビジネスモデルの下での商工中金の収益改善も踏まえ、株式売却に関する専門的な助言及び支援業務等を委託することとなる証券会社（証券アドバイザー）の知見も踏まえて決定することが適当である。」とされていることを踏まえ、決定いたします。</p> <p>入札の申込価格については、係る内容や本日のご説明資料、今後配布する目論見書の情報等を踏まえていただき、入札者ご自身のご判断で決定いただくこととなります。</p>
11	<p>仮に売却数量が予定数に達しなかった場合、第2回目の入札が行われるのか、それとも商工中金による自己株取得という形で政府保有株が売却されるのか。</p>	<p>改正商工組合中央金庫法の規程や一度に売却することが適当とされた財政制度等審議会答申を踏まえ、本入札での全株売却に向けて国や商工中金、関係者それぞれが全力で取り組んでいるところです。</p> <p>それでも仮に、売却数量が予定数に達しなかった場合については、現時点で決定している事項はありませんが、2回目の入札実施も含め、様々な可能性を検討して参ります。</p>

Section 3. 全省庁統一資格について

※財務省理財局が回答

No.	質 問	回 答
1	<p>入札に参加するためには、全省庁統一資格が必要があり、取得には約1か月を要するとのことであるが、7/31（水）までに取得すれば良いということか。</p>	<p>入札にあたっては、審査結果通知書の写しを入札書と併せてご提出いただく必要があります。厳密には、7/31（水）の17時までに関東財務局に郵送にて提出して頂く必要があります。その点を考慮してお早めにご取得いただければと思います。 （注）入札に必要な書類の提出期限については、6月5日に入札要領を更新しておりますので、ご確認ください。 https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/kabushiki.html</p>
2	<p>全省庁統一資格の申請は、財務省ではなく経済産業省宛てに行っても問題ないか。</p>	<p>問題ありません。 郵送・持参による申請の場合は、本省庁宛でも（調達ポータルにて窓口として登録されている）地方支分部局宛でも構いません。</p>
3	<p>全省庁統一資格申請について、当社は「物品の買受」「その他」のみ資格を取得していないが、その場合「その他」での取得をすべく変更申請が必要となる。これは、書面でのみ申請可能なのか。</p>	<p>変更申請についてもインターネットによる申請が可能です。</p>
4	<p>一般競争入札の参加資格について確認したい。造幣局の入札参加資格を有しているのだが、会場で配られた申請書様式の宛先には独法は記載されていない。今回は独法向けの資格は対象ではないということか。</p>	<p>一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載の宛先をご参照ください。全省庁統一資格は各省庁及びその地方支分部局が執行する入札へ参加可能となるものです。造幣局の入札参加資格とは別物であり、また、地方自治体が定めている入札参加資格とも異なるものです。</p>

Section 4. 商工中金のご紹介（会社説明）について

※商工中金が回答

No.	質 問	回 答
1	<p>入札後の株式の相対取引においても、組合員であるとの（株主）資格制限はあるのか。</p>	<p>落札後の相対売買についても、株主資格制限は引き続き設けられています。 株式をご購入頂く方には、株主資格を有する中小企業組合、並びに、その構成員であったり、中小企業団体中央会の構成員である等の要件が必要になってきます。</p>
2	<p>入札後も、野村証券での売買の仕組みは変わらないか。</p>	<p>入札後についても、相対での売買、および、野村証券での売買の2通りの仕組みは変わりません。 なお、説明資料のP25記載の株式流動性向上策としての自己株買については、まだ検討中の段階であり、仮に実施する場合には、広く株主の皆様にご案内した上で募集をする予定です。</p>
3	<p>政府保有株の売却により、商工中金の信用格付けにどのような影響が想定されるか。</p>	<p>当金庫は外部機関からの信用格付けをJCR・R&I・Moody'sの3社から取得しています。足もとの格付水準は商工中金法の改正を受け、格下げ等見直しをされたがJCRはAA+で見通しをネガティブに変更、ムーディーズはA2となっています。格付会社との対話の中では、政府保有株の売却があっても特別準備金、危機対応準備金が維持された点が評価されています。また、JCRからは、「新たなビジネスモデルの導入による基礎的な収益力向上、自己資本の継続的な積上げが評価でき、当金庫単体での信用力が1ノッチ引上げ相当」とのコメントもいただいています。 先ほどご説明した当金庫の取組みを今後も続けることで、信用力の維持・向上は可能であると考えています。</p>
4	<p>商工中金からご説明頂いた資料には、損益計算書（PL）の記載はあるのだが貸借対照表（BS）の記載がない。民間金融機関であれば危険債権や要注意債権のほか、その引当が何%とかの記載はあるのが一般的だと思うが、与信費用が増加傾向にあるにも関わらず、この説明書には記載がない。株価を判断する上ではBSの情報が必要であり、自己資本利益率（ROE）や株価純資産倍率（PBR）といった株式投資にかかる指標と併せて、できれば開示して欲しい。</p>	<p>説明資料の中に、BSの情報が不足しており申し訳ありません。株式購入をご検討いただくのに、ROE、PBR等を参考にされるというのは、ご指摘のとおりです。7/1以降に案内予定の株式売出目論見書には、2024/3期の有価証券報告書の内容も盛り込んだものとなる予定であり、BSのデータや各種財務指標も掲載するので、それを踏まえて検討いただければ幸いです。</p>

5	<p>配当金については、足もと3円で推移しているが、商工中金としては、今後、それ以上の金額を配当していく目標はあるか。関根社長が配当金の引き上げに意欲的とも聞いているがいかがか。</p>	<p>まずは、安定配当を基本としています。毎年の具体的な配当金額は、業績や今後の事業展開を踏まえて、収益性・安全性も勘案しつつ検討していきます。可能な範囲で、還元の充実を検討していきたいと考えています。</p>
6	<p>商工中金の説明資料P17に、「地域金融機関との連携・協業の強化」の部分で、「民業圧迫回避規定は存置」との記載がある。連携・協業の強化にあたり、貸出金利は地域金融機関よりは低くしない等、考えはあるか。</p>	<p>民業圧迫回避規定についてですが、例えば、顧客に対してはリレーシオンに基づかない金利だけの競争はしないということを経営の基本方針としています。商工中金自身が掲げる差別化分野を注力していきたいと考えておりますが、商工中金が単独で出来ることは限られており、地域金融機関の協力を得ながら、中小企業のお役に立ちたいと考えています。</p>
7	<p>既存株式と今次株式の扱いに区別（違い）はあるか。</p>	<p>既存株式と今次株式の間では、議決権行使、配当金の請求権、配当金額のいずれについても扱いに違いはなく同じであります。</p>
8	<p>今次入札にかかる募集期間中に、株式の相対取引の停止期間はあるか。</p>	<p>今次入札にあたっては、相対取引並びに野村証券による店頭扱いの売買の双方とも、これまでどおり対応させていただきます。ただし、入札タイミングの前後では、名義書換えの事務を委託している三菱UFJ信託銀行の事務量が逼迫する可能性があり、名義書換えに時間を要する可能性もあります。</p>
9	<p>つけ合わせの推移をみると、売り約定件数と買い約定件数に差が見られるが、その差分は野村証券が買い取っているのか。</p>	<p>足もと、売り超過の状況が継続しているが、売れ残った場合、野村証券が買い取るということはしておらず、翌月に持ち越されています。</p>
10	<p>商工中金の説明資料P24に、約定金額の推移が記載されているが、これは年間全体の金額か。</p>	<p>記載された約定金額は、単月分のものであり、年間累計の金額ではありません。</p>

11	<p>商工中金の説明資料のP24に記載されている基準価格は、決算期末における1株当たり純資産価額が採用されているということであるが、2024年3月末の基準価格は、いつ頃発表されるか。</p>	<p>2024年3月末の基準価格は既に当金庫ウェブサイトに掲載されており、233円となっています。また、今後、入札案内書等と併せて交付予定の株式売出目論見書には、基準価格を含めて様々な財務データが記載されるので、ご確認いただければ幸いです。</p>
12	<p>商工中金の説明資料P25に、株式の流動性向上策にあたっては、「組合の解散等、やむを得ない理由で株式の売却希望に対応するべく、定期的に自己株買いを行う枠を設け・・・」との記載があるが、それ以外の事情でも換金することは可能か。</p>	<p>株式の流動性向上策については、組合の解散等やむを得ない理由で～と例を記載させていただいてはいるものの、売却理由に制限はなく、事前に決議した取得株数の範囲で実施したいと考えています。ただし、詳細は固まっておらず、実際には、株主の皆様幅広く周知させていただいたうえで実施したいと考えています。</p>